

## 台東区議会政務活動費の基準額の改定について

### 1. 趣旨

台東区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、台東区議会における会派に対し交付する政務活動費について、現下の社会情勢を鑑み基準額を改定する。

### 2. 改正する条例

東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例

### 3. 改正理由

近年の物価上昇や賃金の引上げの流れが続いている中、区議会議員として調査研究等に資する活動経費が増加傾向にある。

区政に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動がさらに求められており、政務活動費の増額が必要である。

### 4. 条例改正案

基準額 (※)	改正案	現行
	15万円	12万5,000円

※ 会派所属議員の1人当たりの交付月額

### 5. 今後の予定

令和7年4月1日 改正後の条例施行

第11号議案 東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(交付額)                      第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に<u>15万円</u>(以下「基準額」という。)を乗じて得た額を1月の交付限度とする。                      2及び3 (略)</p>	<p>(交付額)                      第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に<u>12万5,000円</u>(以下「基準額」という。)を乗じて得た額を1月の交付限度とする。                      2及び3 (略)</p>

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、令和7年4月以後の月分の政務活動費について適用し、同月前の月分の政務活動費については、なお従前の例による。